

# 水 質 検 査 結 果 証 明 書

指定調査機関名

代 表 者 ㊞

所 在 地

電 話 番 号

環境計量士 ㊞

年 月 日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。

(液体区分 )

項 目	単位	測定値	定 量 下限値	基準値	測 定 方 法
カドミウム	mg/l			0.01以下	日本工業規格K0102 55、昭和46.環告第59号付表1
全シアン	mg/l			不検出	日本工業規格K0102 33 (38.1.1の方法を除く)
有機リン	mg/l			不検出	昭和49.環告第64号付表1 日本工業規格K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの
鉛	mg/l			0.01以下	日本工業規格K0102 54、昭和46.環告第59号付表1
六価クロム	mg/l			0.05以下	日本工業規格K0102 65.2、昭和46.環告第59号付表1
砒素	mg/l			0.01以下	日本工業規格K0102 61、昭和46.環告第59号付表1
総水銀	mg/l			0.0005以下	昭和49.環告第59号付表3
アルキル水銀	mg/l			不検出	昭和49.環告第59号付表4、昭和49.環告第64号付表4
P C B	mg/l			不検出	昭和49.環告第59号付表5
ジクロロメタン	mg/l			0.02以下	日本工業規格K0125 5.1、5.2、5.3.2
四塩化炭素	mg/l			0.002以下	日本工業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
1,2-ジクロロエタン	mg/l			0.004以下	日本工業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l			0.02以下	日本工業規格K0125 5.1、5.2、5.3.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l			0.04以下	日本工業規格K0125 5.1、5.2、5.3.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l			1以下	日本工業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l			0.006以下	日本工業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
トリクロロエチレン	mg/l			0.03以下	日本工業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
テトラクロロエチレン	mg/l			0.01以下	日本工業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
1,3-ジクロロプロペン	mg/l			0.002以下	日本工業規格K0125 5.1、5.2、5.3.1
チウラム	mg/l			0.006以下	昭和46.環告第59号付表6
シマジン	mg/l			0.003以下	昭和46.環告第59号付表7 第7 第1、第2
チオベンカルブ	mg/l			0.02以下	昭和46.環告第59号付表7 第7 第1、第2
ベンゼン	mg/l			0.01以下	日本工業規格K0125 5.1、5.2、5.3.2
セレン	mg/l			0.01以下	日本工業規格K0102 67.2、67.3、昭和46.環告第59号付表2
銅	mg/l			0.01以下	日本工業規格K0102 52、昭和49.環告第64号付表3
ホウ素	mg/l			1以下	日本工業規格K0102 47.1、47.3、昭和46.環告第59号付表7
ふっ素	mg/l			0.8以下	日本工業規格K0102 34.1、昭和46.環告第59号付表6
硝酸性窒素	mg/l			10以下	日本工業規格K0102 43.2.1、43.2.3
亜硝酸性窒素	mg/l			10以下	日本工業規格K0102 43.1
浮遊物質	mg/l				昭和46.環告第59号付表8
水素イオン濃度指数	-		-		規格12.1
備 考					